

地域密着型通所介護の指定拒否の拡大等について

- 本市では、平成30年度から、次の要件に該当する日常生活圏域（概ね中学校区）において、地域密着型通所介護の指定拒否（76圏域中、平成30年度は19圏域、令和元年度は24圏域）を行い、「小規模多機能型居宅介護」等（小多機、看多機、定期随時）、より必要とされる介護サービスの普及を図るとともに、実質的に地域密着型通所介護の過当競争の抑制を図っています。
 - 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所がある。
 - 日常生活圏域における地域密着型通所介護のサービス供給量が介護保険事業計画に定める見込量に達している。
- しかしながら、②の条件は、（地域密着型ではない）通所介護のサービス供給量については不問としているため、全体としては供給過剰となっても、地域密着型通所介護サービスの供給量が見込量に満たない場合には、開設が可能となり、結果として過当競争を招くことになります。
- このため、上記1①②の要件に加え、次の要件に該当する場合は、新たに地域密着型通所介護の指定拒否ができるようにするとともに、通所介護についても指定拒否できるようにしてまいります。
 - 日常生活圏域における通所介護及び地域密着型通所介護のサービス供給量の合計が、介護保険事業計画に定める見込量に達している。

1 指定拒否の実施例（網掛が拡大部分）

	通所介護	地域密着型通所介護	デイサービス全体	指定拒否	対象	
①	供給量<見込量	供給量>見込量（現行）	供給量<見込量	地域密着型通所介護のみ	9	変更無
②	供給量>見込量	供給量<見込量		指定拒否しない	5	
③	供給量<見込量	供給量>見込量（現行）	供給量>見込量	通所介護 地域密着型通所介護（④のみ拡大）	4	拡大 （網掛）
④	供給量>見込量	供給量<見込量			1 1	
⑤	供給量>見込量	供給量>見込量（現行）			1 1	

- ※ 現行の地域密着型通所介護指定拒否圏域…24圏域（①③⑤）
 - ※ 新たに地域密着型通所介護の指定拒否を行う圏域…11圏域（④）
 - ※ 通所介護の指定拒否対象圏域…26圏域（③～⑤）
- } 35圏域

新たな視点

2 指定拒否圏域の見込み

	地域密着型通所介護 (A)	通所介護 (B)	合計	Aのみ	
				Aのみ	A B両方
R 1	2 4	0	2 4	2 4	
R 2	3 5	2 6	3 5	9	2 6
増減	+ 1 1	+ 2 6	+ 1 1		

(参考) 行政区別指定拒否圏域の見込み

行政区 (圏域数)	地域密着型通所介護 (A)			通所介護 (B)			Aのみ (A-B)
	現行	拡大後	差	現行	拡大後	差	
北 (6)	1	1		0	1	+ 1	
上京 (4)	2	3	+ 1	0	3	+ 3	
左京 (10)	1	1		0	0		1
中京 (6)	0	1	+ 1	0	1	+ 1	
東山 (3)	0	0		0	0		
山科 (5)	5	5		0	4	+ 4	1
下京 (5)	2	2		0	1	+ 1	1
南 (5)	0	3	+ 3	0	3	+ 3	
右京 (11)	4	7	+ 3	0	6	+ 6	1
西京 (4)	3	3		0	3	+ 3	
洛西 (2)	1	1		0	0		1
伏見 (8)	2	3	+ 1	0	2	+ 2	1
深草 (3)	1	1		0	0		1
醍醐 (4)	2	4	+ 2	0	2	+ 2	2
合計 (76)	2 4	3 5	+ 1 1	0	2 6	+ 2 6	9
指定拒否率	31.6%	46.1%		0%	34.2%		

(サービス供給量(平成30年度実績)から改正後の指定拒否権域を試算)

3 実施による効果

- (1) 「小規模多機能型居宅介護」等のサービスの更なる普及促進
- (2) 新規開設事業者にとっては予め供給過剰圏域を知れるとともに、既存事業者にとっても供給過剰圏域に新規参入が生じないことで過当競争を未然に防止できる。

4 今後のスケジュール

令和2年4月初旬 令和2年度の指定拒否対象圏域を公表

7月1日以降 当該圏域での新規指定を行わない。
(事前相談は4月末まで受付)